

公団の民営化説明会

10月10日(水)午後7時

団地集会所 4・5号室

団地が公団の管理ではなく民間住宅になるとはどういうことなのか? 家賃はどうなるのか? 住宅を買い取ることは出来るのか? など皆さんの疑問に、公団や国土交通省との交渉を日頃からおこなっている講師の方から詳しく説明していただきます。

講師: 井上紘一さん

(全国公団住宅自治会協議会事務局長)

王子五丁目団地

自治会会報

公団住宅の売却・民営化反対 すべての世帯で署名を

—「署名しても変わらない」という人ほど—

「家賃は・管理は・住環境は?」

9月21日、国土交通省は同省が管理している都市基盤整備公団など特殊法人についての「民営化」の道筋を発表しました。

その内容を見ると、ステップ1として、「管理業務の先行民営化(速やかに)」として、「根幹的業務を除き、これまで公団が実施してきた管理業務(入居者の募集・決定、家賃等収納、契約の代行業務、居住者の利便施設の利活用等)を全面的に担う株式会社を設立・移管。」として、「公

団に残す根幹的な業務は家賃・サービス水準の決定等居住者の安心確保のために不可欠な業務に限定。」としています。

ステップ2は、「公団全体の特殊会社化」を主張し、「事業・組織のスリム化」等を実施し、「条件整備が整い次第に速やかに、必要な措置を講じた政府全額出資の特殊会社に移行。」するとしています。

また、「都市公団の役割」として「経済構造改革のための旧国鉄や旧電電公社は、いずれも個別に民営化法を制定し、政府が出資する特殊会社となり、これを経て完全民営化への道をそれぞれたどってきましたが、都市基盤整備公団もこの道を進むと予想されます。そして、これは株式に上場し政府所有株を売却、完全民営化をめざすと考えられます。

特殊会社化とは

区議会でも意見書提出

区内の公団賃貸住宅自治会(赤羽台・赤羽南1丁目・豊島5丁目・王子5丁目)は9月議会に「意見書提出を求める陳情書」を提出してありましたが、9月20日の建設委員会で審議され全会一致で採択されたのを受け、9月28日の本会議で、小泉首相・扇国土交通大臣・石原行政改革担当大臣に意見書を提出することが確認されました(文書参照)。

公団住宅の売却・民営化に反対し署名を

自治会は今全国の公団賃貸住宅の自治会と一緒に、「公団住宅の売却・民営化反対」の署名とカンパ活動を実施しています。

これは毎年実施している秋の全国統一行動を早めて実施するもので、集まった署名は10月26日に開催される全国集会後小泉首相等に提出する予定です。

すでに署名用紙は各戸に配布されています。署名の趣旨、同封されているリーフ等をよくごらんいただき、すべての世帯で署名にご協力下さい。また、小泉首相・扇国土交通大臣・伴公団総裁宛に「手紙」を送る運動も同時に進めています。同封されている手紙に思いを書いていただき署名と一緒に提出下さい。運動を進めるためのカンパも

防災マニュアルを配布

自治会では大震災等の場合に備える「防災マニュアル」を作成しました。10月5日以降ドアポストに配布します。「震災ボランティア」募集と「安全確認希望者」のお願いもします。(配布される文書をご覧ください)

公団住宅は国民すべての財産

お願いしています。

公団は毎年4回空き家募集をしています。リニューアル住宅制度が導入され、家賃が高くなった分応募される方は減ったとはいえ、多くの方々が公団住宅に入居を希望しています。それはまだまだ公共住宅を求めている方がいて、都営住宅など公営住宅の建設が減らされる中、住環境やコミュニティ形成で公団住宅が期待されている証拠でもあります。

長引く不況のなか、「公団住宅の民営化」が発表され居住者の方も不安で一杯だと思えます。

自治会は現在取り組んでいる署名をはじめ、国会議員への要請などをおこない、公団住宅を公共住宅として存続させるため居住者のみなさんとともに全力をあげます。

北区議会

特殊法人等の改革にあたり都市基盤整備公団賃貸住宅を公共住宅として存続させることを求める意見書

内閣官房行政改革推進事務局は、八月十日、特殊法人等の見直しの考え方を公表した。この中で、都市基盤整備公団の賃貸住宅事業のうち既存の賃貸住宅については、可能なものから、順次、民間事業者へ売却するなど業務形態を見直すとの事務局案を示した。

本区内には、公団賃貸住宅が一万三千戸以上あり、多くの区民が居住している。公団居住者は、特殊法人等の改革による公団の民営化、特に賃貸住宅の順次売却や管理の民営化に対し、大きな不安を抱いている。

ところで、公団は、住宅・都市整備公団から移行した後も、計画的な修繕や環境改善、高齢者向けの安全対策、高齢者向け優良賃貸住宅の導入など、居住者の要望に添った対応を行っており、居住安定に努めている。

人口の高齢化や長引く不況による所得水準の低下等の状況を鑑みると、良質で低廉な公団賃貸住宅の計画的な整備・供給及び良好な管理や高齢者向け賃貸住宅の供給促進等が求められている現在、公団賃貸住宅は公共住宅として存続させるべきである。

よって、北区議会は政府に対し、特殊法人等の改革にあたり公団賃貸住宅を公共住宅として存続させることを求めるものである。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成十三年九月二十八日

- 内閣総理大臣 小泉 純一郎 殿
- 国土交通大臣 扇 千景 殿
- 行政改革担当大臣 石原 伸晃 殿

東京都北区議会議長 樋園 洋一